



中華人民共和國民法典草案 第4編 人格権法

—全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会—

西 村 峯 裕
周 喆

第1章 一般規定

第1条【人格権の内容】①自然人、法人は人格権を享有する。

②自然人の人格権は生命・健康、氏名、肖像、名誉、榮譽、信用、プライバシーなどの権利を含む。

③法人の人格権は名称、名誉、榮譽、信用などの権利を含む。

第2条【人格権の不可侵】自然人、法人の人格の尊厳及び身体の自由は侵害されてはならない。

第3条【人格権の一身専属性】自然人、法人の人格権は当該自然人、法人与分離することができない。人格権は譲渡し、相続することができない。但し、法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第4条【報道における氏名・肖像の使用】新聞記事、報道などにおいては、合理的に自然人の氏名、肖像又は法人の名称を使うことができる。

第5条【侵害者の責任】自然人、法人の人格権を侵害した者は、侵害を停止し、名誉を回復し、影響を除去し、謝罪し、損害を賠償し、慰謝料を給付するなどの民事責任を負うものとする。

第6条【死者の人格権】自然人が死亡したときは、その配偶者、父母、子女はその氏名、肖像、名誉、榮譽、プライバシーなどの権利を保護する権利を有する。当該死者に配偶者、子女がなく、又はその父母が既に死亡しているときは、その兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫、孫娘、外孫、外孫娘がその氏名、肖像、名誉、榮譽、プライバシーを保護する権

利を有する。

第7条【他の法律の適用】その他の法律に人格権の内容、保護などについて別段の定めがあるときは、その定めに従う。

第2章 生命・健康権

第8条【生命・健康権の内容】①自然人は生命・健康権を享有する。

②違法に自然人の生命を剥奪してはならない。自然人の身体の健康を侵害してはならない。

第9条【器管・遺体の寄付】①自然人はその身体の血液、骨髄、器官などを寄付することができる。遺体を寄付することもできる。

②自然人が生前に前項の寄付に反対しなかったときは、その配偶者、子女、父母はその遺体又は遺体の一部を寄付することができる。

第10条【遺体の保護】自然人の遺体、骨灰は法律の保護を受ける。遺体、骨灰を侮辱し、損壊してはならない。

第11条【試験】関係科学研究機関が新薬又は新治療法を開発し、人体で試験を行う必要があるときは、衛生などの主管部門の許可を得た後、試験を受ける本人に生じうる損害を告知し、本人の同意を得なければならない。

第12条【医療機関の緊急救助】自然人が災害、事故などにより生命・健康が危険な状態に陥り、緊急救助の必要がある場合において、遅滞なく医療費を支払うことができないときも関係医療機関は救助しなければならない。

第3章 氏名権、名称権

第13条【氏名権】①自然人は氏名権を享有し、規定に基づき自己の氏名を決定し、使用し又は変更することができる。

②自然人の筆名、芸名は、氏名と同等の保護を受ける。

第14条【別名の使用】自然人が別名を使用するときは、他人を混同させ、誤解させないように適切な方法を取らなければならない。

第15条【法人の名称権】法人は名称権を享有し、自己の名称を使用し、変更し、又は他人に使用させることができる。

第16条【氏名・名称権侵害の禁止】他人は自然人の氏名権及び法人の名称権に干渉し、それを盗用し、詐称し又は他の不正な方法で侵害してはならない。

第4章 肖像権

第17条【肖像権の内容】自然人は肖像権を享有し、自己の肖像が歪曲され、侮辱されないよう保護される。

第18条【肖像使用权】自然人は自己の肖像を使用し、又は他人に使用させることができる。本人の許可を経ることなく、他人は公に自然人の肖像を使用してはならない。法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第5章 名誉権、荣誉権

第19条【名誉権の内容】自然人、法人は名誉権を享有する。侮辱、誹謗などの方法で自然人、法人の名誉を侵害してはならない。

第20条【荣誉権の内容】自然人、法人は荣誉権を享有する。違法に自然人、法人の名誉称号を剥奪し、自然人、法人の荣誉を中傷してはならない。

第6章 信用権

第21条【信用権の内容】自然人、法人は信用権を享有する。中傷等の方法で自然人、法人の信用を侵害してはならない。

第22条【信用調査機関の義務】①信用調査機関は客観的且つ公正に自然人、法人の信用資料を収集、記録、制作、保管するものとする。

②信用調査機関は法に基づき、信用資料を合理的に使用し、且つ公開するものとする。

第23条【記録の作成・保存】①人民法院は当事者の判決、決定などの法

律文書の履行状況に基づき、法律文書執行など個人調書を作成することができる。

②金融機関は当事者の貸借、返済などの状況に基づき、弁済記録などの個人調書を作成することができる。

③工商行政管理部門は当事者の与信状況に基づき、与信記録を作成することができる。

④品質監督部門は検査、抜取検査の結果を交付し、且つ相当な品質記録を作成することができる。

第24条【与信資料の閲覧・修正権】自然人、法人は与信機関の自己に関する信用資料を閲覧、謄写又は複製することができ、事実と異なる信用資料の修正を請求することができる。

第7章 プライバシー権

第25条【プライバシーの内容】①自然人はプライバシー権を享有する。

②プライバシーの範囲は個人情報、個人活動及び個人の生存空間を含む。

第26条【プライバシー侵害の禁止】盗視、盗聴、密偵、公開などの方法で他人のプライバシーを侵害してはならない。

第27条【平穏な私生活の保護】自然人の住居に侵入し、騒擾してはならない。自然人の生活の安寧は法律の保護を受ける。

第28条【通信の秘密の保護】自然人、法人の通信の秘密は法律の保護を受ける。他人の郵便物を開封する方法で自然人又は法人の通信の秘密を侵害してはならない。

第29条【個人資料の公開】自然人のプライバシーに関する資料を収集、保管、交付するときは、本人の同意を得なければならない。但し、法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。